

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第45号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成26年5月4日（日、祝日） 17時10分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市諸磯湾西方沖 三浦市所在の諸磯埼灯台から真方位317°930m付近 （概位 北緯35°09.7′ 東経139°36.0′）
事故等調査の経過	平成26年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート <small>ディアドディクト</small> 、34トン 141820、株式会社桑山
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損、船底に擦過傷 定置網 ロープが切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、平成26年5月4日17時00分ごろ三浦市小網代湾での釣りを終え、同市三崎港の三崎本港に向けて南西進していた。 船長は、西日が海面に反射して船首方が見えにくかったため、諸磯湾西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）のブイを視認することができず、GPSプロッターを見ながら航行していたところ、本件定置網のブイに目前で気付いて機関を中立とし、続けて後進としたが、17時10分ごろ、前進行きあしで本件定置網に乗り揚げ、本件定置網の垣網のロープを切断し、プロペラにロープが絡まって航行不能となった。 船長は、海上保安庁及び本件定置網を所有する漁業協同組合に通報して救助を要請し、本船は、同組合所属の漁船の支援により、本件定置網から離脱した後、巡視艇にえい航されて三崎本港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、航行している海域に本件定置網が設置されていることを知っていた。 船長は、GPSプロッターを使用していたが、画面に本件定置網の映像は映っていなかった。 船長は、サングラスを使用していた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、諸磯湾西方沖を南西進中、船長が西日が海面に反射して船首方が見えにくかったことから、本件定置網に接近し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、諸磯湾西方沖を南西進中、船長が西日が海面に反射して船首方が見えにくかったため、本件定置網に接近し、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽の日差しが強いときに航行する場合は、慎重に見張りを行うこと。</li> </ul>